

太宰府の市民団体

調停申請へ意見書

市長の再議問題

太宰府市の携帯電話

基地局設置を巡る紛争

防止条例を可決した議

会に対し、井上保広市

長が条例再議を求めた

問題で、市民グループ

「太宰府市民塾」（森

平成24年1月7日
西日本

岡侑士代表幹事）は6日、自治紛争処理委員に調停申請するよう求める意見書を大田勝義

議長らに提出した。

意見書では「再議が

成立するか否かの判断は、議会または市長の一方に委ねられるものではない」として調停申請を求めた。地方自

治法では調停を求められた場合、総務大臣か知事が3人の有識者を自治紛争処理委員に任命するよう規定されて

いる。

平成24年1月7日
毎日

月に議員提案の携帯電話中継基地局の紛争防止条例案を可決した直後、井上保広市長が再議に付した問題で、市民グループ「太宰府市民塾」（森岡侑士代表幹事）は6日、市側の対応を疑問視する意見書を市議会に提出した。

意見書は、審議のやり

携帯基地局条例問題 「市の再議に疑問」

太宰府の市民団体

太宰府市議会が昨年12

意見書は、審議のやり